

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 鶴見区役所戸籍課登録担当 担当者名 馬場 美帆 電 話 045-510-1706
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 鶴見区役所6階臨時交付窓口受付システム及び交付システムのレンタル

2 履 行 場 所 鶴見区役所6階臨時交付窓口

3 履行期間 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

令和6年度も鶴見区役所6階に臨時交付窓口を継続して設置するた
め、番号発券機を使用した受付システム及び交付システムをレンタルす
る契約を行います。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
受付システム一式	別紙1の とおり	1	式		
交付システム一式	別紙2の とおり	1	式		
諸経費 (保守費用を含む)		1	式		
設置撤去費		1	式		
合計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

賃貸借（レンタル）物品仕様書

1 物件の品名及び数量

品名	型番	数量	価格(円)
受付システム一式	別紙1のとおり	1	
交付システム一式	別紙2のとおり	1	
諸経費（保守費用を含む）		1	
設置撤去費		1	
合計			

2 賃貸借期間 令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日

3 物件保管場所 所在地 鶴見区役所6階臨時交付窓口
(横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号)

名称 鶴見区役所6階臨時交付窓口

電話 045-510-1706

4 付帯事項

- 賃貸人は、物件の運搬・搬入・設置・調整・保守及び撤去を行い、これに要する費用はすべて賃貸料に含まれるものとする。
- 物件には、動産総合保険を付すこと。
- 賃貸借料金の支払いは、毎月後払いとする。
一括後払いとする。
- 賃貸人の責に帰すべき事由によって、器物の破損その他賃借人に損害を与えたときは、賃借人へ速やかに通知し、その指示に従うこと。この場合においては、賃借人に対し賠償の責を負うこと。
- その他作業に当たって疑義の生じた場合には、賃借人及び賃貸人協議の上決定する。

5 連絡先

鶴見区 戸籍課 担当者 馬場 電話 045-510-1706

別紙1

内訳書の「1 受付システム一式」について

1 システム概要について

発券機から番号札を発券し、発券した番号を呼び出し操作機を用いて、番号表示モニターにより画面表示と音声で呼び出しができるもの。

2 機器の構成について

(1) 下記を主要機器としてシステムを構成すること。

ア 発券機 1台

イ 呼び出し操作機 2台

ウ 番号表示モニター 1台

(2) 各主要機器を接続・運用するための接続方法は有線・無線を問わないが、確実に運用ができる方法とし、接続方法に応じて別途調達する物品は事前に委託者と協議したうえ決定すること。

3 発券機の仕様について

下記を満たした製品を調達すること。なお、メーカー・形状・大きさ・デザインは問わない。

(1) 番号順に発券ができるもの。

(2) 番号・業務名称が記載された番号札を発券できるもの。

(3) 発券する番号として3桁以上使用できるもの。

4 呼び出し操作機について

下記を満たした製品を調達すること。なお、メーカー・形状・大きさ・デザインは問わない。

(1) 発券機により発券した番号札の番号を順番通り呼び出す操作ができ、かつ必要に応じて発券済みの任意の番号を複数回呼び出すことができるもの。

5 番号表示モニターについて

下記を満たした製品を調達すること。なお、メーカー・形状・大きさ・デザインは問わない。

(1) 呼び出し操作機により呼び出し操作が行われた際、それに応じて番号を音声と画面表示により呼び出すことができるもの。

(2) 同時に表示できる番号の数は問わない。

別紙2

内訳書の「2 交付システム一式」について

1 システム概要について

呼び出し操作機を用いて、任意の番号を番号表示モニターにより、画面表示と音声で呼び出しができるもの。

2 機器の構成について

(1) 下記を主要機器としてシステムを構成すること。

ア 呼び出し操作機及びバーコードリーダー 各3台

イ 番号表示モニター 1台

(2) 各主要機器を接続・運用するための接続方法は有線・無線を問わないが、確実に運用ができる方法とし、接続方法に応じて別途調達する物品は事前に委託者と協議したうえで決定すること。

3 呼び出し操作機について

下記を満たした製品を調達すること。なお、メーカー・形状・大きさ・デザインは問わない。

(1) 任意の番号を呼び出す操作ができるもの。なお、呼び出す際の番号を指示する方法はバーコード読み取り及び番号の手動入力とする。

(2) 一度呼び出した番号は、番号表示モニターに表示させたまましておき、任意のタイミングで表示済みの番号を番号表示モニターから消すことができるもの。

(3) 必要に応じて呼び出し済みの番号を再度呼び出す操作ができるもの。

4 番号表示モニターについて

下記を満たした製品を調達すること。なお、メーカー・形状・デザインは問わない。

(1) 呼び出し操作機により呼び出し操作が行われた際、それに応じて番号を音声と画面表示により呼び出すことができるもの。

(2) 同時に表示できる番号の数は6つ以上とする。

(3) モニターサイズは32インチ以上とする。

(4) モニターは、簡易に移動できるキャスターつきの台を調達し、その上に設置すること。台の高さは100cm程度とする。

